

令和3年6月7日

株式会社しえあくる 代表取締役 後藤 善午 殿

国土交通省自動車局旅客課長

令和3年5月6日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

## 記

### 1. 回答

- (1) 照会のあった事例（以下「照会事例」という。）について、貴社が提供しようとするサービスは照会法令の適用対象とならない。
- (2) 他方、サービスを利用する者（この場合、照会事例にある「車両の所有者兼使用者である法人従業員」又は当該「法人」とする。）が行う行為が照会法令の適用対象となるかについては、個々の態様により個別に判断することとなる。

### 2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

道路運送法第80条第1項において「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。」と規定している。

- (1) 照会事例によれば、貴社が貴社の自家用自動車を有償で貸し渡すものではないと見受けられることから、貴社が提供しようとする「共同使用に係る契約を媒介・支援するためのインターネットサービス」は、照会法令の適用対象とはならない。
- (2) 照会事例によれば、「共同使用料」については車両の維持管理コストとして、ガソリン代その他車両の維持に必要とされる実費を基礎に按分された額をいい、その額については車両の所有者と共同使用者の合意に基づき共同使用契約により定めるものとしている。当該共同使用料の額は、どの時点を基準として算出するのか、また、共同使用者の数は固定されるのか増減するののかによって変動するものと考えられる。

このため、例えば、「共同使用料」についての設定が形骸化したり、日・時間単位だけで使用料の設定を行うような場合には「自家用自動車の共同使用」の適用範囲を超え、自家用自動車有償貸渡業との差はないものと考えられるため、車両の保有者は照会法令の許可を要する場合もあると考える。

なお、「自家用自動車の共同使用」とは、同一の自動車を2以上の者のそれぞれが、自己の欲求充足のために主体的な立場において使用することであり、主体的な立場において使

用するための要件としては、共同で使用する者のそれぞれが自動車の使用及び管理に関する実質的な権限と責任を有することが必要であると考えられる。また、「自動車を使用する」とは、自動車の管理も合せて行うことを常態とするものであり、日常点検整備だけでなく、定期点検整備等も行うものである。

【共同使用の考え方の具体例】

- ・ 同一の自動車を2以上の者それぞれが、自己の欲求充足のために主体的な立場において使用すること
- ・ 使用者が具体的に特定され、自動車の使用及び管理に関して予めの合意が存在していること
- ・ 使用者それぞれが自動車の使用及び管理に関する権限と責任を有すること
- ・ 共同使用料は営利を目的とせず、自動車の維持費の範囲内であること

照会事例は、車両の所有者である法人従業員と当該従業員を雇用する法人が自家用自動車の共同使用契約を締結し、貸渡の対価を含まない共同使用料の範囲内で行われるものであり、また、規約上共同で車両の整備・管理を行うことを義務づけることとしていることから、その限りにおいて、道路運送法第80条第1項の許可は要しないものと思料されるが、その実態において、

- ・ 自家用自動車有償貸渡業の営業に類似している
- ・ 共同使用者が複数の場合に、共同使用者は車両の所有者に使用料を支払い自動車を使用するのみで、所有者と共同使用者間に自動車の管理についての合意が無い又は合意があっても形骸化しており、所有者が常態的かつ単独で管理を行っている。

などの事象があれば、「自家用自動車の共同使用」とは言いがたい場合もある。

また、車両の所有者である法人従業員と当該法人が自家用自動車の共同使用契約を締結し、当該法人が使用する場合に、車の使用が法人の業務範囲と異なり、法人の従業員の私的使用を認めるなど実質的に法人の従業員の自由裁量に属している場合は「自家用自動車の共同使用」とは言いがたい。